

企業の社会貢献度等（その2）

工事名： _____

商号又は名称： _____

障がい者の雇用	雇用の有無	<input type="checkbox"/> 雇用している <input type="checkbox"/> 雇用していない
	雇用している本店または営業所等の名称及び所在地	
	雇用人数	人
高年齢者の雇用	雇用状況の有無	<input type="checkbox"/> 雇用の状況あり <input type="checkbox"/> 雇用の状況なし
	雇用している本店または営業所等の名称及び所在地	
	雇用人数	人
女性の雇用	雇用状況の有無	<input type="checkbox"/> 雇用の状況あり <input type="checkbox"/> 雇用の状況なし
	雇用している本店または営業所等の名称及び所在地	
	雇用人数	人
過去3か年度以降のボランティア活動の有無	活動実績	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	活動の種類	
	活動日	年 月 日
	活動概要	
建設キャリアアップシステムの登録の有無	登録の有無	<input type="checkbox"/> 登録あり <input type="checkbox"/> 登録なし
	登録日	年 月 日
協力雇用主の登録の有無	登録の有無	<input type="checkbox"/> 登録あり <input type="checkbox"/> 登録なし
	登録日	年 月 日
	登録した保護観察所	

(注)

(障がい者の雇用について)

- 1 現在(評価項目資料提出期限日)の障がい者の雇用状況について評価する。
- 2 「雇用している」とみなすのは、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しているか、法の適用を受けない者については1人以上の障がい者を雇用しているとき。それ以外は「雇用していない」とする。
- 3 雇用している本店または営業所等が複数ある場合は、すべてを記入すること。
- 4 公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書(公共職業安定所の受領印が押されているもの)」の直近のもの(の写し)を添付する。ただし、43.5人未満の事業所については、当該事実が確認できる書類を添付すること。氏名は墨等で消し込みをすること。

(高齢者の雇用について)

- 1 高齢者とは、65歳以上の者をいい、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。
- 2 「雇用の状況あり」とは、高齢者を入札公告日前の1年以上、従業員として継続的に雇用し、現在(評価項目資料提出期限日)も雇用しているときとする。それ以外は「雇用の状況なし」とする。
- 3 従業員とは、正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員(取締役、会計参与及び監査役をいう)は含めない。
- 4 雇用している本店または営業所等が複数ある場合は、すべてを記入すること。
- 5 年齢及び雇用年月日が確認できる書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)を添付すること。氏名は墨等で消し込みをすること。

(女性の雇用について)

- 1 「雇用の状況あり」とは、女性を入札公告日前の1年以上、従業員として継続的に雇用し、現在(評価項目資料提出期限日)も雇用しているときとする。それ以外は「雇用の状況なし」とする。
- 2 従業員とは、正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員(取締役、会計参与及び監査役をいう)は含めない。
- 3 雇用している本店または営業所等が複数ある場合は、すべてを記入すること。
- 4 性別及び雇用年月日が確認できる書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)を添付すること。氏名は墨等で消し込みをすること。

(ボランティア活動について)

- 1 会社の協賛・寄付行為や社員個人の活動は対象とならない。
- 2 実績を証明できる資料を添付すること。実績を証明できる資料とは、新聞記事、地域情報誌の写し、感謝状、表彰状等の類、社内報告書などの活動実績がわかる書類とし、作成者は当事者、第三者の別は問わない。ただし、実施時期、実施内容、会社名が明確であるものとする。
なお、提出された資料に虚偽が明らかとなった場合は、ペナルティーを課すことになる。

(建設キャリアアップシステムの登録の有無について)

- 1 「登録あり」とは、入札公告日前に、建設キャリアアップシステムへの事業者の登録があり、現在(評価項目資料提出期限日)においても登録があるときとする。
- 2 事業者IDの記載が確認できる書類(事業者情報登録完了の写しなど)を添付すること。

(協力雇用主の登録の有無について)

- 1 協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主のことをいう。
- 2 「登録あり」とは、入札公告日前に、協力雇用主として保護観察所に登録があり、現在(評価項目資料提出期限日)においても登録があるときとする。それ以外は「登録なし」とする。なお、雇用の有無は問わない。
- 3 確認資料の提出は不要。「登録あり」とした者については、市で保護観察所に確認を行う。